

セクハラまがいの行為に 腕を振り払って「暴力行為」に断定！ 一方的な言い分のみを聞き入れた 出勤停止処分を直ちに撤回せよ！！

本日、会社は、専任社員でセントラルメンテナンス株式会社（CMC）に出向中のJR東海労組合員に対し、30日の出勤停止という不当極まりない処分を発令しました。そもそも、処分の理由となるような「暴力行為」など存在しません。CMC事業所内で業務中に発生した社員間の些細なトラブルを「暴力行為」にまでエスカレートさせ、不当にも出勤停止処分を発令したのです。私たちは、会社のこのような理不尽な行為を断じて許すことはできません。

CMCは組合員の言い分を一切聞こうとせず、トラブル相手の言い分のみを聞き入れ事情聴取の日勤を続けました。事実経過を冷静に見れば、処分されるような行為はなかったことは誰の目から見ても明らかです。事実上、相手のセクハラまがいの行為に対し腕を振り払っただけであり「暴力行為」など一切ありません。

当該組合員は、2002年に組織拡大を実現したことに対する報復として、不当にも現在の職場であるCMCに出向となりました。私たちは、この理不尽な扱いに対し、当該組合員と共に裁判闘争を闘いましたが、裁判所は労働者の怒りを斥け、不当配転を正当化する判決を言い渡しました。以後9年間、職場で仕事を真面目に取り組んできた組合員に対する不当出勤停止処分は、明らかにJR東海労組合員であるが故の処分であり、私たちJR東海労にかけられた組織破壊攻撃なのです。

私たちは、不当な出勤停止処分に対し断固闘う！

今まで培ってきた団結力で組織破壊攻撃を打ち砕く！

全組合員の怒りを結集し、断固闘い抜こう！！